令和8年度　指名停止通知済業者一覧表（1）

	会社名 本社所在地	指名停止期間	指名停止地域	指名停止理由
1	丸友開発株式会社 静岡県浜松市	自　令和8年4月2日 至　令和8年5月1日 （1ヶ月間）	関東・甲信越	当該事業者は、静岡県磐田市内の民間発注工事ほか15件の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、その現場に専任の主任技術者等でなければならない者を、他の現場の主任技術者等として兼務させていた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月17日、静岡県知事より指示処分を受けた。 措置要領別表第 2 第13号　（建設業法違反行為）
2	角田建設工業株式会社 群馬県利根郡	自　令和8年4月17日 至　令和8年6月16日 （2ヶ月間）	管内全域	当該事業者は、令和7年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、偽造した書類を添付し、虚偽の申請を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月26日、群馬県知事から指示処分を受けた。 措置要領別表第 2 第13号　（建設業法違反行為）
3	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 東京都千代田区	自　令和8年4月17日 至　令和8年6月16日 （2ヶ月間）	管内全域	当該連合会の専務理事（当時）は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて（株）共栄ALUCAZ（現（株）MACHI づくり）に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、（株）共栄ALUCAZ 関連会社の（株）共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9, 000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。その後、同専務理事（当時）は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4, 000 万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。 措置要領別表第 2 第16号　（不正又は不誠実な行為）
4	一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会 東京都千代田区	自　令和8年4月17日 至　令和8年6月16日 （2ヶ月間）	管内全域	当該協会の代表理事は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて（株）共栄ALUCAZ（現（株）MACHI づくり）に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、（株）共栄ALUCAZ 関連会社の（株）共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9, 000 万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。その後、同代表理事は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4, 000 万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。 措置要領別表第 2 第16号　（不正又は不誠実な行為）
5	東洋シャッター株式会社 大阪府大阪市	自　令和8年5月15日 至　令和8年6月25日 （6週間）	関東・甲信越	当該業者は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、建設業許可部局である近畿地方整備局長から監督処分（営業停止10日間）を受けた。 措置要領別表第 2 第13号　（建設業法違反行為）
6	株式会社大林組 東京都港区	自　令和8年5月15日 至　令和8年6月14日 （1ヶ月間）	関東・甲信越	当該事業者は、山梨県内で施工中の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事において、令和6年10月4日に発生した協力会社の作業員が負傷した労働災害に関して、当該事業者の社員が所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていた。 この件について、当該事業者及び当該業者の社員2名は、令和8年3月24日付で鰍沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金20万円の略式命令を受けた。 措置要領別表第 2 第15号　（不正又は不誠実な行為）
7	スバル興業株式会社 東京都千代田区	自　令和8年5月19日 至　令和8年7月18日 （2ヶ月間）	管内全域	当該事業者らは、公正取引委員会により、令和8年4月22日、首都高速道路（株）が発注する特定道路清掃業務の入札において、事前に受注予定者を決めるなど談合を繰り返したとして、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。また、このことについて、公正取引委員会は当該入札参加事業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 措置要領別表第 2 第5号　（独占禁止法違反行為）
8	日本ハイウエイ・サービス株式会社 東京都新宿区	自　令和8年5月19日 至　令和8年7月18日 （2ヶ月間）	管内全域	当該事業者らは、公正取引委員会により、令和8年4月22日、首都高速道路（株）が発注する特定道路清掃業務の入札において、事前に受注予定者を決めるなど談合を繰り返したとして、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。また、このことについて、公正取引委員会は当該入札参加事業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 措置要領別表第 2 第5号　（独占禁止法違反行為）

9	株式会社佐藤工務店 愛知県弥富市	自 令和8年5月22日 至 令和8年8月21日 （ 3ヶ月間 ）	管内全域	愛知県弥富市が発注した工事において、同市元建設部長が事業者に入札情報を漏らしたとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で令和8年3月4日に起訴され、同日、当該事業者の代表取締役も公契約関係競売等妨害罪で略式起訴された。 措置要領別表第 2 第10号　（公契約関係競売等妨害又は談合）
10	イオンディライト株式会社 大阪府大阪市	自 令和8年7月3日 至 令和8年8月2日 （ 1ヶ月間 ）	関東・甲信越	当該業者及び同社社員は、社員が法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行ったとして、労働安全衛生法違反により、令和7年12月15日に伊那簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 措置要領別表第 2 第15号　（不正又は不誠実な行為）
11	株式会社南山開発 沖縄県那覇市	自 令和8年7月17日 至 令和8年11月16日 （ 4ヶ月間 ）	管内全域	当該事業者は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し入札参加資格の申請を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。 措置要領別表第 2 第15号　（不正又は不誠実な行為）
12	アメリカンエンジニアリングコーポレーション 沖縄県宜野湾市	自 令和8年7月24日 至 令和8年9月23日 （ 2ヶ月間 ）	関東・甲信越	当該事業者は、過去3事業年度（令和5年1月1日から令和7年12月31日まで）において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等（建設業法第7条第2号イ、ロ及び同法第15条第2号ロの規定に基づく実務の経験を含む。）を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年6月5日に建設業許可部局（沖縄総合事務局）より22日間の営業停止処分を受けた。 措置要領別表第 2 第13号　（建設業法違反行為）
13	東京電力パワーグリッド株式会社 東京都千代田区	自 令和8年8月7日 至 令和8年10月6日 （ 2ヶ月間 ）	関東・甲信越	当該事業者の社員及び(株)東京エネシスの社員は、群馬県上野村が発注した村営住宅への太陽光発電設備設置工事の指名競争入札において、上野村の職員が非公表の設計金額を漏らし、(株)東京エネシスに落札させたとして、令和8年6月16日、群馬県警察に公競売入札妨害 の疑いで逮捕された。 措置要領別表第 2 第8号イ　（公契約関係競売等妨害又は談合）
14	株式会社東京エネシス 東京都中央区	自 令和8年8月7日 至 令和8年10月6日 （ 2ヶ月間 ）	関東・甲信越	当該事業者の社員及び東京電力パワーグリッド(株)の社員は、群馬県上野村が発注した村営住宅への太陽光発電設備設置工事の指名競争入札において、上野村の職員が非公表の設計金額を漏らし、当該事業者に落札させたとして、令和8年6月16日、群馬県警察に公競売入札妨害の疑いで逮捕された。 措置要領別表第 2 第8号イ　（公契約関係競売等妨害又は談合）
15	安藤建設工業株式会社 宮城県富谷市	自 令和8年8月13日 至 令和8年11月12日 （ 3ヶ月間 ）	管内全域	当該事業者の代表取締役（当時）は、代表取締役在任中に、当該事業者が所有する不動産の利活用を巡り、宮城県富谷市職員に対し便宜を図ってもらう目的で接待を行ったとして、令和8年6月10日、宮城県警察に贈賄の容疑で逮捕された。 措置要領別表第 2 第3号イ　（贈賄）
16	株式会社イーシーセンター 静岡県富士市	自 令和8年8月24日 至 令和8年9月23日 （ 1ヶ月間 ）	関東・甲信越	当該事業者は、静岡県内の民間発注工事において、建設業法第3条に定める許可を受けずに建設業を営む者との間で、建設業法施行令第1条の2に定める金額以上の額をもって下請契約を締結していた。このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年7月8日、中部地方整備局長から監督処分（指示処分）を受けた。 措置要領別表第 2 第13号　（建設業法違反行為）
17	有限会社アイテック 福島県福島市	自 令和8年10月16日 至 令和8年10月29日 （2週間）	管内全域	当該事業者は、令和7年2月17日、福島県双葉郡浪江町地内での新築工事において、同社の関係請負人である請負工事業者の労働者に高さ2.21mのくさび緊結式足場を使用させる際、手すり及び中桟等の墜落防止設備を設けなかったため、同労働者が同足場の作業床上から墜落し死亡した。このことにより、令和8年4月2日、労働安全衛生法違反で同社が30万円、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪で同社代表取締役に50万円の罰金刑が確定した。 措置要領別表第 1 第8号　（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）
18	株式会社長谷駒組 秋田県秋田市	自 令和8年10月28日 至 令和8年11月27日 （ 1ヶ月間 ）	東　北	当該事業者は、民間工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、大工工事業の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事に該当しない大工工事の受託契約を締結した。 このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年9月10日、建設業許可部局である秋田県知事から監督処分（指示処分）を受けた。 措置要領別表第 2 第13号　（建設業法違反行為）
19	日本ハウズイング（株） 東京都新宿区	自 令和8年11月6日 至 令和9年5月5日 （ 6ヶ月間 ）	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号　（独占禁止法違反行為）

20	(株)日装・ツツミワークス 東京都豊島区	自 令和8年11月6日 至 令和9年5月5日 (6ヶ月間)	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
21	(株)伊勝 神奈川県横浜市	自 令和8年11月6日 至 令和9年2月5日 (3ヶ月間)	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
22	建装工業(株) 東京都港区	自 令和8年11月6日 至 令和9年3月5日 (4ヶ月間)	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
23	(株)ティーエスケー 千葉県船橋市	自 令和8年11月6日 至 令和9年5月5日 (6ヶ月間)	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
24	リノ・ハピア(株) 東京都大田区	自 令和8年11月6日 至 令和9年3月5日 (4ヶ月間)	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
25	(株)セラフ榎本 埼玉県川口市	自 令和8年11月6日 至 令和9年2月5日 (3ヶ月間)	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
26	(株)リニューアルウィングス 東京都墨田区	自 令和8年11月6日 至 令和9年3月5日 (4ヶ月間)	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
27	(株)東急コミュニティー 東京都世田谷区	自 令和8年11月6日 至 令和9年3月5日 (4ヶ月間)	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
28	(株)アイピー21 東京都千代田区	自 令和8年11月6日 至 令和9年3月5日 (4ヶ月間)	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
29	ヤシマ工業(株) 東京都中野区	自 令和8年11月6日 至 令和9年5月5日 (6ヶ月間)	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)
30	(株)大京穴吹建設 香川県高松市	自 令和8年11月6日 至 令和9年5月5日 (6ヶ月間)	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号 (独占禁止法違反行為)

31	合人社エンジニアリング（株） 広島県広島市	自 令和8年11月6日 至 令和9年3月5日 （ 4ヶ月間 ）	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号　（独占禁止法違反行為）
32	ニットクメンテ（株） 東京都北区	自 令和8年11月6日 至 令和9年1月5日 （ 2ヶ月間 ）	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号　（独占禁止法違反行為）
33	南海工業（株） 東京都世田谷区	自 令和8年11月6日 至 令和9年3月5日 （ 4ヶ月間 ）	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号　（独占禁止法違反行為）
34	（株）富士防 神奈川県横須賀市	自 令和8年11月6日 至 令和9年1月5日 （ 2ヶ月間 ）	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号　（独占禁止法違反行為）
35	（株）サカクラ 神奈川県横浜市	自 令和8年11月6日 至 令和9年3月5日 （ 4ヶ月間 ）	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号　（独占禁止法違反行為）
36	ダイワテック（株） 大阪府大阪市	自 令和8年11月6日 至 令和9年3月5日 （ 4ヶ月間 ）	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号　（独占禁止法違反行為）
37	（株）翔設計 東京都渋谷区	自 令和8年11月6日 至 令和9年3月5日 （ 4ヶ月間 ）	管内全域	当該事業者は公正取引委員会により、令和8年9月28日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。 措置要領別表第 2 第5号　（独占禁止法違反行為）